

広島湾さとうみ創生コミュニティ

登録要領

1. 広島湾再生推進会議 官民連携組織について

国の機関と広島県・山口県・広島市・呉市で構成する「広島湾再生推進会議」では、広島湾の環境修復・保全を推進するため、平成 29 年 3 月に、関係機関が協力して陸域と海域が連携した総合的な広島湾の再生を行うための「広島湾再生行動計画（第二期）」（以下、第二期計画という。）を策定しました。

第二期計画では、市民・NPO、民間企業、研究機関、地方自治体、漁業関係者等が主体となって、広島湾の環境保全・再生または利活用に関する取り組みを総合的に推進するための「官民連携組織」を設立し、特定の課題に対する解決策の検討や、広島湾再生推進会議への提言を行うこととしています。

広島湾再生推進会議ではこのたび、官民連携組織を設立するための第一歩として、様々な立場の方に参画していただき、ワークショップや個別のプロジェクトの実進を進めていくために「広島湾さとうみ創生コミュニティ」を立ち上げることとしました。

今後は、「広島湾さとうみ創生コミュニティ」での検討結果を踏まえ、正式な官民連携組織の設立に繋げていく予定です。

広島湾の環境を守りたいと思っている皆様、または広島湾とその流域を対象にビジネスや面白い活動を実施してみたいと考えている皆様の広島湾さとうみ創生コミュニティへのご登録を、ぜひお願い申し上げます。

広島湾再生推進会議 座長
(中国地方整備局 副局長)

2. お申し込みの前に

会員にお申し込みいただく前に、「広島湾再生推進会議 広島湾さとうみ創生コミュニティ 運営要領」および、以下の内容を必ずご確認ください。

広島湾さとうみ創生コミュニティについて

(1) 目的

- ①広島湾さとうみ創生コミュニティ（以下、「コミュニティ」という。）に登録した会員によるワークショップ等の会合を通じて、共通の課題や目的を持つ会員同士が交流し、広島湾の再生に貢献するためのプロジェクトを実現させること。
- ②コミュニティに登録した会員同士の情報共有、情報交換の場を提供すること。

(2) お申し込みいただける方（会員の要件）

- ①広島湾さとうみ創生コミュニティの趣旨に賛同いただける方。
 - ※個人でも団体でも会員になることができます。
 - ※小学生以上からお申し込みできます。ただし、小学生～中学生の方は、「キッズ会員」、高校生以上の方は「個人会員」となります。
- ②広島湾の流域市町（〔広島県〕：安芸太田町、安芸高田市、江田島市、大竹市、呉市、廿日市市、東広島市、広島市、海田町、北広島町、坂町、府中町、〔山口県〕：岩国市、下松市、周南市、柳井市、周防大島町、和木町）に在住、通学または勤務している方。
 - ※ただし、広島湾とその流域の活動に興味がある方、活動してみたい方であれば、上記以外の場所に在住、通学または勤務している方も可。
- ③広島湾の環境を守りたいと考えている、または広島湾とその流域を対象に、ビジネスや面白い活動をやってみたいと考えている方。広島湾の環境について学んでみたい方。
- ④コミュニティが開催する会合に参加いただける方。
 - ※ただし、毎回必ずご出席いただく必要はありません。
- ⑤会員として申し込みをする方が暴力団又は暴力団員でなく、また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(3) 会員の種別

- ①個人会員
 - (2)の会員の要件を満たす、高校生以上の方。

②キッズ会員

(2)の会員の要件を満たす、小学生と中学生の方。

※お申し込みにあたっては、保護者の方の同意が必要となります。

※キッズ会員は、保護者の方もイベントやワークショップに同伴可能です。

※保護者の方が同伴されない場合は、20時以降のイベントやワークショップへは参加できません。

③団体会員

(2)の会員の要件を満たす、会社・団体。

(4) 会 費

入会金、年会費ともに無料です。

※ただし、会議等へ参加するための交通費は自費負担でお願いします。

(5) 会員登録について

①入会の申し込みを行っていただいた後、事務局の承認を得て会員となります。

②会員登録が完了次第、申込者へ FAX または E-Mail にて連絡いたします。

(6) 入会手続きについて

① ホームページの「広島湾さとうみ創生コミュニティ会員応募フォーム (<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/hiroshimawan/com/>)」にアクセス頂き、必要項目をご記入の上、送信するか、または「登録申込書」にご記入の上、FAXか郵送でお申し込み下さい。

[広島湾再生推進会議 事務局 (中国地方整備局 企画部 広域計画課内)]

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6番30号

TEL : 082-511-6120, FAX : 082-511-6359

(7) お申し込みにあたっての注意事項

①個人会員は、1名ずつの登録となります。

②キッズ会員は、1名ずつの登録となりますが、本人の意思と保護者の同意のもとにお申し込みください。(ご兄弟、ご姉妹で登録される場合も、1名ずつの登録となります)。

③団体会員は、団体名と代表者(窓口となる方)1名を会員登録させていただきます。

- ④コミュニティ事務局による会員申込における個人情報の取得は、コミュニティの円滑な運営を目的とし、その目的の達成に必要な範囲内で行います。取得した個人情報は、取得目的の範囲内で利用し、これらの目的以外で利用する場合には、利用者に対し事前に同意を求めます。
- ⑤コミュニティへ登録された会員は、特に希望しない限り、引き続き今後設立予定の官民連携組織の会員として活動できます。(新たな登録は不要です)
- ⑥今後設立予定の官民連携組織への参加を希望されない場合は、事務局へ退会の連絡が必要となります。

(8) 会員の心構え

- ①お互いの意見を尊重し、建設的な議論を心掛ける。
- ②時間的制約への配慮（簡単な資料、短いプレゼンなど）。
- ③会員同士による、将来に向けた発展的な協力関係の維持。
- ④フォーラムの活動において、政治・宗教活動等を一切行わないこと。

(9) 会員特典

- ①ワークショップに参加し、提案や意見交換をすることができます。
- ②興味がある分野について、プロジェクトを立ち上げ、参加することができます。
- ③会員同士の交流、情報交換、共同研究等への参加が可能です。
- ④コミュニティが開催するイベントやセミナー、シンポジウム等へ参加することができます。
- ⑤キッズ会員の方には、小学生～中学生が参加できるイベントやボランティア活動などを優先的にご案内させていただきます。